

10 ウィズコロナ・ポストコロナの観光振興について

我が国では平成 29 年 3 月に観光立国推進基本計画を策定し、観光立国の実現に取り組んできたが、長期化する新型コロナウイルス感染拡大に加え、この夏の大雨災害や東京オリンピック・パラリンピック無観客開催などによる深刻な影響を受け、観光関連産業は危機的状況に陥っている。

インバウンドの回復が見込めない中、これまでG o T o トラベル事業や地域観光事業支援など国内旅行による観光需要の下支えを行っているものの、波のように繰り返す新型コロナウイルス感染拡大にともない発出される緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による外出・移動の自粛要請を受けた旅行キャンセルは、更に先の見えない状況へと観光関連事業者を追い込んでいる。

観光が国の成長戦略の柱であり、地方創生の切り札であることは、ポストコロナにおいても変わるものではない。

成長戦略の柱、地方創生の切り札の担い手となる観光関連産業がコロナ禍を乗り越えるためには、コロナ禍の先にある我が国の観光のビジョンを示すこと、観光消費額などがコロナ禍以前の状況に戻るまでの支援継続が必要である。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

記

1 行動制限とその対応について

ワクチン接種や PCR 検査等を条件とした行動制限の緩和については、観光関連事業者から高い関心を寄せられていることを踏まえ、安心・安全な観光の実現を強力に推し進めること。

また、国民の楽観視を招くことによる感染再拡大が起こることの無いよう、誤解を招かないための正確な情報発信を行うとともに、最悪の事態を想定し現状よりも強い措置がとれる法整備など適切な対策を講じること。

なお、人の移動を抑制する場合には、観光関連産業に甚大な影響が生じることから、宿泊施設をはじめ観光関連事業者に対して、引き続き十分な経営支援の財源措置等の方策を講じること。

2 観光需要喚起策について

観光消費額や国内居住者の国内旅行者数、訪日外国人旅行者数が、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に戻るまで、G o T o トラベル事業や地域観光事業支援などの需要喚起策を継続すること。

なお、地域観光事業支援については、感染状況が落ち着いている地域において、各自治体の判断で近隣圏域を対象可能とするなど、柔軟かつ弾力的な運用ができるようにすること。

また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用のほか、段階的な緩和措置などにより、地域観光事業支援を活用できていない自治体についても支援を受けられるよう、事業期間の延長や翌年度への事業費の繰越しなど、必要な措置を速やかに講じること。

3 現状分析と今後の方向性について

ポストコロナの観光について、コロナ禍の影響の分析・検討を行い、そのことに基づいた、国内旅行及び外国人旅行者の受入れに関する観光再生ビジョンを強力に打ち出すこと。

4 社会変革に伴う新たな観光スタイルの推進について

コロナ禍の中で注目され多くの観光関連事業者が取り組んでいる、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

5 持続可能な観光地域づくりについて

観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実させるとともに、同法人が安定的に事業を行うための、また、地方自治体を含め地域の実情に応じた観光振興策を講じるための、交付金のような財政支援制度を創設すること。

6 インバウンドの推進について

- (1) 入国時の水際対策の徹底に加え、新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国民や観光関連事業者に対し、インバウンドに関する安全対策等の十分な周知をおこない、観光地が安心してインバウンド客を受け入れることができるよう取り組むこと。
- (2) ワクチン接種が進み、海外では入国制限を緩和する動きがあることから、我が国のインバウンド再開に向けた具体的なプロセスを早急に示すこと。加えて、インバウンドを再開する際には、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施すること。